

報奨金品等交付制度について(お知らせ)

(就業機会確保及び新規会員入会の勧誘等)

報奨金品等交付制度とは

当センターの会員さんが、就業機会確保（会員一人1件受注運動）事業、新規会員入会の勧誘及び新規独自事業の立ち上げ等の事業に参加し、尽力した会員さんに報いるための制度です。

1. 交付基準

- ① 就業機会確保（会員一人1件受注運動）事業に参加し、別表に定める実績を収めた者。
- ② 新規会員入会の勧誘に尽力し、別表に定める人員を入会させた者。
- ③ 当センター事業の趣旨に賛同のうえ、新規独自事業の立ち上げ等に尽力し、別表に定める実績を収めたもの。

2. 要件

- ① 就業機会確保事業の発注者については、当センター構成市町村内で会員が就業（公共・派遣事業除く）した場所とする。
- ② 新規会員入会の勧誘については、当センター構成市町村内に在住する60歳以上の健康な者であって、当センター事業の趣旨に賛同する者とする。
- ③ 新規独自事業の立ち上げ等については、当センター構成市町村内で会員が就業した実績のあるものとする。

3. 申請方法

- ① この報奨金品等の交付を受けようとするものは、「別紙様式」（事務局に用意）に必要事項を記入し、事務局に提出して下さい。
- ※ まずは事務局に相談して下さい。

4. 表彰

- ① この報奨金品等交付制度の実績に伴い、ポイントが付与され5～10ポイントを超えると予算の範囲において、定時総会で表彰されます。
- ※ 理事会の承認が必要です。